



かしわざき

令和6(2024)年度

# 柏崎市障がい者トライアル雇用助成金

事業所と求職する障がい者の相互理解を促進するため、

国の障害者トライアル雇用制度を利用し、障がい者を雇用した事業所に、

**1人につき最大12万円**を国助成金に上乗せして助成します。

<b>1 対象者</b>	以下の条件を全て満たす方をトライアル雇用し、かつ、市税を完納している市内事業所 (1) 市内に住所を有する方又は東日本大震災により柏崎市に避難し、居住している被災者 (2) 国の障害者トライアルコース又は障害者短時間トライアルコースにより雇用された方 (3) トライアル雇用の就業場所が市内であること。
<b>2 助成額</b>	トライアル雇用者1人につき国助成金と同額を、一の年度につき3人分まで助成します。 ※上限あり：1人につき12万円まで。 ※国助成額に市助成額を加えた額が、トライアル雇用期間分の賃金総額（賞与を除く。以下同じ。）を超える場合は、賃金総額から国助成額を引いた額を市助成額とします。
<b>3 申請の流れ</b>	(1) ハローワークを通じ、障害者トライアル雇用を実施する。 ↓ (2) ハローワークに、結果報告書兼助成金支給申請書を提出する。 ↓ (3) 新潟労働局から、国助成金の支給決定通知書が届く。 ↓ (4) 市に、市助成金の交付申請書兼実績報告書を提出する。 ↓ ※申請様式は、市公式ホームページに掲載しています。 ※提出期限：国助成金の支給決定日から3か月以内 又は当該支給決定日が属する年度の末日のいずれか早い期日 (5) 市から、市助成金の交付決定通知書が届き、市助成金が交付される。
<b>4 お問合せ</b>	柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 0257-21-2335 FAX 0257-22-5904 ※国のトライアル雇用助成金については、ハローワーク柏崎へお問合せください。 TEL 0257-23-2140